

小倉りえこの質問及び、区長・教育長からの答弁全文

質問項目：

【地域包括ケアシステムにおける港区らしい医療・介護連携】

24時間診療体制の整備について

既存医療機関と24時間診療を担う医療機関の連携・調和について

【安定した職員配置】

第2次職員定数配置計画の成果と今後の課題について

必要な部門への職員の適正配置について

年度途中の職員体制の柔軟な見直しについて

【自転車ネットワーク】

ネットワーク整備のあり方について

自転車ルールやマナーの徹底について

ネットワークの選定と代替路について

【第3次港区産業振興プラン】

第3次港区産業振興プランの見直しについて

【望ましい学校体制】

日本語指導を充実されるための課題と対応策について

日本語を指導する教員の質の向上について

特色ある教育活動等の評価及び改善について

学校の適正規模を保つための責務について

* 一般質問とは、区議会定例会の場において、議員が区政に関して広く説明や報告を求めたり、将来に対する考え方等を区長と教育長（教育関連の場合）に質問することです。

質問（小倉りえこ）：

平成29年第1回定例会におきまして、自民党議員団のひとりとしてゆうきくみこ議員に続き、武井区長並びに青木教育長に質問をさせていただきます。

まず最初に、港区らしい医療・介護連携について伺います。

4月から港区でも地域包括ケアシステムモデル事業が始まる予定であり、平成29年度は赤坂地区を中心としたエリアで総合支所に相談窓口を開設し、これまで不十分であった医療・介護間の連携を強化するとともに、認知症などに関する医療相談にも対応可能な体制が整えられようとしています。

昨年実施された地域包括ケアシステム基礎調査結果によると、港区では急性期病院やビル内診療所が多い一方、長期に入院可能な医療機関が少なく、また地域によっては訪問診療を行っている診療所が少ないなど、地域内の医療資源の偏りと在宅医療を担う診療所や介護事業者の少なさが改めて明らかになりました。それに加え、独居高齢者やセキュリティが強化されたマンションも多いことから、住民や医療従事者の間では医療・介護が必要になった場合の医療福祉情報の共有の問題など、都心部ならではの難しさという大きな課題も残されています。

医療と介護の連携体制の構築は、それを担う医療機関や福祉施設の地域資源と相互の連携、そして一時的なものではなく持続可能な仕組みであることが大前提であり、地域で実現可能な体制を模索しなければなりません。理想を掲げるだけではまったく機能しないだけでなく、今まで可能であったこともできなくなる複雑なシステムです。

地域包括ケアシステムでは地域の特色を最大限に生かした仕組みづくりが求められています。例えば人口過疎の問題を抱えている地方自治体では、人口が少なく住居が点在することからICTを用いた情報共有の仕組みづくりを最優先とするところもあります。東京都のように人口が密集し高度医療機関が多く集まる自治体では、在宅医療や介護はひとつの区や市の中だけで完結することが難しく、近い将来近隣区と連携を模索する区も出てくることが予測されます。港区はどのような地域の特色を出していくのか期待がされるところです。

これに加え、都心部は療養型の医療施設の絶対数が少なく、医療法に基づく東京都による病床規制がかかることから、一部の例外を除き、ベッド数を増やすことができません。

このことから、今後は急性期だけではなく、療養型や回復期の病院誘致を行うことはできず、在宅における医療や介護を推進せざるを得ないことがごく自然な流れとなっています。国内医療は専門分化が進められているとはいえ、介護の分野においては住まいと在宅ケアで未だ適切に機能分離が行われているとはいいがたい状況です。

実際に医療保険と介護保険の関係もあり、現場では看護師とケアマネージャーの役割分担など、医療従事者と介護従事者の連携をどう取るかに重点を置いた仕組みづくりが検討されることが多いと聞いています。しかし、医療においても介護においても、認知症の診断やケアプランの作成などには医師の判断や助言が必要です。コミュニケーションを円滑に行い、医療と介護の双方の間の情報共有手段とそれを担う人員を充実していくことも求められますが、その窓口の先には必ず判断を仰がなければならない医師の存在があります。

入院療養と在宅療養では、24時間対応が可能であるかどうかによって顕著な差がでます。この点において体制が充実されていないことから、入院から在宅へ移行することに難色を示す利用者も少なからずいます。

また最近はかかりつけ医を持つ方も増えていますが、かかりつけ医が24時間365日の対応をするのは不可能です。また、その役割を24時間稼働している大規模病院に求めていくのは、高度医療のための機能分離推進政策と相反することになります。

港区では在宅療養を行う上で必要な一時的な入院や家族のレスパイトのためのベッドを区内2ヶ所の医療機関で確保することとなりました。在宅療養を行う上では患者が急変した場合の対応や長期にわたる療養に疲れた家族の一時的な休息への支援を欠かすことはできず、在宅医療を進めていくためには入院機能の確保が極めて重要であることを港区は理解しているということでもあります。また在宅医療を推進するための基礎である機能を確保したという素晴らしい連携であることを評価いたします。しかし在宅の医療介護は定期往診に加え、24時間の診療体制が整って初めて機能するものではないでしょうか。

地域包括ケアシステムを将来にわたり持続可能な仕組みとして機能させるためには、地域で24時間診療が行える体制が整備されるべきと考えます。例えば、区民の生活圏において半径1キロでも500mでもその限られた地域で確実に対応ができ、24時間切れ目のない診療が行える拠点が必要です。一方、区外からの通いによるビル内診療が多く、家賃が高い港区では診療所内に仮眠できる設備を設けることは場所的にも経営的にも難しいといわれています。

このような問題に独自にとり組んでいる自治体として柏市や八王子市があります。柏市では地区医師会などが設立した施設に自治体関連部署が引っ越し、24時間診療課題を検討する体制を整え、ICTを活用して在宅患者を複数の医師で支える仕組みをつくりました。

地区医師会を中心とした、かかりつけ医同士の連携がしっかりと取れるような体制があることで、医師同士の情報共有は強化されます。往診や在宅診療を行っている地域の医師の協力を得やすい形にすること、また実務を担当する各医療・福祉関連団体に区の役割を丁寧に説明していくことを課題と挙げ、2点質問いたします。

23区での取り組みはほとんど進んでいませんが、24時間診療体制の整備には行政が主体的に取り組む必要があるのではないのでしょうか。区長の見解をお聞かせください。

24時間診療の拠点整備には既存の地域医療機関や福祉施設などと密接なネットワークを構築することが避けて通れません。単に区外から新規医療機関を誘致することだけが最善の解決策ではないと思います。このように区民福祉の向上には既存の医療機関と24時間診療を担う医療機関の連携・調和が必要と考えますが、相互の連携をどのように図るべきとお考えでしょうか。区長の見解をお聞かせください。

次に望ましい学校体制、外国人児童・生徒の日本語学習について伺います。

今年度、港区で初めて日本語学級に関するニーズ調査が行われたことは、教育長はじめ教育委員会事務局には国際化に向けた日本語指導の重要性と必要性についてご理解いただけたものと感謝しております。今後はどのように効率よく日本語指導が可能になるかなど、整備体制について検討される時期に近い将来やってきます。

日本語指導を実施する際、大きく分けて2つの方法で港区は体制を展開しています。ひとつは筈小学校の日本語学級のような通級前提の常設型、そしてもうひとつは各学校へ適応指導員を派遣し日本語指導が必要な児童・生徒へ平等に語学習得の機会を与える派遣型です。

そこでまず質問いたします。外国人児童・生徒への生活言語及び学習言語の充実を図るため、また港区における日本語指導体制を更に充実させるための課題と対応策は何か、教育長の考えをお聞かせください。

次に日本語指導教員の質の向上について伺います。

港区に限らず、公立学校における外国人児童・生徒に日本語指導を行う上で日本語講師の不足は懸念される問題です。すぐにでも増やせればいいのですが、即座に実行できることでもありません。それには2つの理由があります。1つは日本語学級における講師派遣は東京都教育委員会によること、もう1つは日本語学級における日本人講師は教員免許が必要なことです。適切な指導法を身につけ、その上で教員免許を所持している、この2つの条件を満たした教師は非常に少なく、港区に十分な数の人員が派遣されるとは限りません。また、日本語指導経験のない講師の日本語学級への異動もあります。

日本語指導は特殊な担当教科です。必要であれば自ら適任者を探しリクルートする、または育てる努力も必要なのではないでしょうか。一般的に日本語教師に教員免許は必要ありません。しかし、教員免許取得者以外にもある一定の要件を課すことで、東京都の異動に頼らなくとも港区ができることを模索できる可能性は広がります。インターナショナルスクールなどにおいても日本語講師は不足し、人材の確保が難しい分野です。制度整備と体制づくりの他、講師の育成も並行で取り組まなければ相乗効果は期待できません。これは日本語指導に限らずとも、国際学級講師であったり、理科講師であったり、またその他教科補助員であったり、港区の教育政策や質の向上という点で必ず検討されるべきことだと思われまます。

外国人児童や帰国子女への日本語指導において、例えば近隣のインターナショナルスクールなどと提携し、合同の日本語授業や講師のトレーニング、交換研修を含め、国際色豊かな港区だからこそ人材活用の可能性は独自に広げられることも考えられる中で、日本語指導の充実には制度整備と体制づくりのほか、指導者の育成にも並行して取り組むことで効果を期待できると考えます。そこで質問いたします。

日本語指導の充実のため、日本語学級の教員を始めとした日本語指導に関わる教員の質の向上をどのように図っていくのでしょうか。教育長の考えをお聞かせください。

次に特色ある学校づくり・教育活動の評価について伺います。

日本の義務教育は世界の中でも類を見ないほど平等です。学べる環境があり、基礎を学び、道徳を学び、集団を育て、個人を育てることのできる公教育は素晴らしいものであります。しかし、諸外国の教育要素で多くみられる個々の能力・学力を育てることを日本の既存の教育システムに加えなければならないことが、教育環境に矛盾が出てきているのが現状です。残念なことながら、公立学校における一般の義務教育課程と今の時代の保護者が求める公立学校の教育には大きな差が出てきています。

学校選択制が採用され、『特色ある学校づくり』が推進されてきました。居住する場所で学力が大きく左右される可能性や、児童・生徒数の偏りによる学校規模適正化に関する課題など、学校選択制に関しては様々な意見がある中で、教育はサービスのひとつであるという保護者の消費者目線が加わってきていることも否めません。本来、特色づくりは手段であって目的ではありません。基礎・基本の定着はもとより、各学校が抱える課題を解決する手段として、その学校が置かれる地域の特徴をどう活かしていくか、どのように工夫するかが重要です。そこで質問いたします。

特色ある学校づくりのため、各区立小中学校で子供の課題を解決する教育や、地域人材、地域資源等を活用し、特色ある教育活動を行っています。これらの活動をどのように評価し、どのように改善されているのか教育長に伺います。

次に学校の適正規模を保つための責務について伺います。

港区はこの20年で10万人の人口増加がみられています。港区生まれの子供も増えたことは非常に喜ばしいことですが、この変化が港区の学校運営を圧迫していることも事実です。港区立学校適正規模等審議会が初めて設立されたのは昭和62年、人口減少に伴う学校の統廃合や適正規模、具体的方策について審議され、審議会答申に基づき指針が決定されてきました。審議会答申によりますと小学校であれば望ましい学級数は12から18であり、今年1月における港区の小学校の学級数は最小6から最大31となっています。

その中で、学年2クラスにもかかわらず90名近い児童を抱える学校もあり、適正な学級規模を大きく超えてしまっている学校もあります。物理的な教室不足以外にも、給食などの設備管理にも大きく影響することから、学校や保護者からは学校事情を汲み取った対応策が急務であるという声は小さくありません。

開発による住宅環境の充実だけでなく、年度途中で転入・転校の多い学校もあり、1～2年先の学級規模すら予測し難い地域も少なからずあります。

そこで質問いたします。個々の学校が抱える現在の児童数に関連した課題を認識し、これからの教育環境のためにも望ましい学校適正規模を保つため、教育委員会及び教育委員会事務局の責務とは何か教育長に伺います

次に安定した職員配置について伺います。

少子高齢化社会、労働人口の減少など、人口構成のバランスが崩れているなか、歳入の中心となる特別区民税は順調に伸びていますが、毎年増減する限られた予算と人員で、これからも安定して港区を支えていなければなりません。その中で人件費は大きな割合を占めることとなり、どのような状況においても安定した財政基盤を継続するには人件費の抑制は常に課題とされています。

過去の港区は人口減少に伴う行財政改革が行われ、固定経費となる人件費の削減が精力的に実行されてきました。その後は区政を支える人材の確保と育成が課題となり、高い資質と意欲をもった職員の確保と、実務に精通した人材の育成にどれだけ努められるかを模索することが続けられています。

平成18年に策定された第2次港区職員定数配置計画で、区長は6つの視点で取り組み方針を定めています。1. 区と民間の役割分担の見直し、2. 外郭団体の改革、3. 職員の適正な配置、4. 事務業務の統合・廃止・縮小、5. 人材育成の推進、そして6. 多様な人材の活用、です。10年前と今の港区では取り巻く環境が大きく異なりますが、これらの取り組みは今もこれからも継続して検討されていくものと思われまます。

武井区長は区政運営について常に『簡素で効率的』を目指され、職員個々の力を最大限に発揮し、組織をより良いものにすべく奮闘されています。議会においても、これまでたくさんの議員からの指摘も含め、職員定数の削減、削減目標の達成率へ向けた努力が評価されてきました。しかし、全体のパイを削り、その上でパイの中における職員配分最適化の判断基準が明確ではありません。事務量に見合った定数増減の判断基準の検討方法を再考する時期であると思われまます。

これからも発展・成長する港区において、人件費の抑制は必ずしも高い区民サービスや区民生活の満足に直結するとは考えにくいです。

しかし、外部委託や臨時職員を積極的に活用することで効率的な業務遂行に対応できているとは判断できますが、区職員が日々行っている根幹となる職務は代理遂行できないものも多々あります。指定管理が増えれば業者管理に関わる業務が増え、人口が増えれば保健所をはじめとした医療や福祉の重要度も自然と増し、待機児童が増えれば解消するための計画を立案実行する必要があり、これは区の職員でしか対応できない業務があるのは事実です。区が直接担う人的サービス業務や区の重点課題に取り組む部門には職員を積極的に配置されていると聞いていますが、実績や進捗を見ることで、能力やモチベーションなど資質の問題ではなく、絶対数の不足と思われる部門があり、今現在の人員配置では区政運営に支障がでているのは明らかなのではないでしょうか。

『政策目標実現のための職員数』と『基本業務遂行のための職員数』は別のものと考えています。区長の掲げる『簡素で効率的』に是非とも『堅実で効果的』を加えた組織体制で臨まれることを期待し、3点質問いたします。

平成18年から28年まで10年間を振り返り、第2次職員配置計画による区政運営の成果と、未だ道半ばであって今後も継続して改善すべき課題は何か、区長の見解をお聞かせください。

区役所職員の適材適所への配置、適正な数の人員配置は、区全体のパフォーマンスレベルを上げるだけではなく、私たち区民にとって必要な行政サービスの質の向上に確実に繋がります。どのような考え方で必要な部門へ適正数の職員配置を行っているのか区長の見解をお聞かせください。

担当課の新規設立など、必要に応じて組織の再編は今までも行われてきています。これに加え、業務内容と人員数に剥離があり、年度途中においても補充が必要と判断される場合は一時的にでもモチベーションの高い職員のフレキシブルな異動による遂行体制が図られるべきと考えますが、区長の見解をお聞かせください。

次に自転車ネットワークについて伺います。

交通量の多さや歩車道の広さのバラツキのある港区では、商業地や住宅地が混在したゾーンの中を円滑に移動できる交通環境を整えることは重要なことです。その中で誰もが気軽に利用できる手段が自転車ですが、港区が今展開しようとしている自転車ネットワークを形成するところで、地形や地域環境に配慮した自転車シェアリングポートや駐輪場の設置を並行に対応していかないことには、ただ『通り過ぎるだけの道』を精力的に整備することとなります。

利点と挙げられている観光や回遊性の向上に繋げるには、その場に自転車という選択肢で行ける手段は大きなものです。しかし、それに加えて経済活動を支援してもらうにはその場に自転車を適正に止められる事が重要であり、立地や道路状況によってはネットワーク区間の向き不向きを今一度検討していただく必要があります。

交通状況を踏まえた整備においては、制限速度が高いか低いか、交通量が多いか少ないか、またそれ以外かの状況選択から選定が始まります。国土交通省が策定した『安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン』によって港区も選定を行ってきたと思われます。しかし、『歩行者が安心、快適に買い物を楽しむことのできる商店街など、自転車ネットワーク路線に選定することが適切ではない道路があることに留意する』と記載があり、自転車は車道を走ってさえいけば安全で安心である、と言い難い地域は少なからず存在します。

自転車ネットワークは自転車走行空間の連続性を保つことを原則としています。港区の管理外である国道と都道もネットワーク内に含まれており、港区より上位の整備方針や計画が存在する中で東麻布ではちいばすの停留所廃止に繋がりました。

そのほか、自転車歩行者道に必要な4m歩道が確保できなく、また自転車走行レーンが設置できる車道内1.5mの広さがあっても地域事情により適さないとと思われる道が港区自転車ネットワーク構想に含まれています。国道、都道を繋ぐための自転車ナビレーンや自転車歩行者道が混在することに違和感を覚える区民も少なくはありません。そこで3点質問いたします

車は一方通行、自転車は双方向の通行をさせる、いわゆる自転車ナビマーク・ナビライン路線や自転車専用通行帯、自転車歩行者道が混在する港区内のネットワーク整備のあり方について区長の見解をお聞かせください。

道路交通法において、ある条件ややむを得ない場合に自転車は歩道を走行することが認められています。車道混在の自転車ナビマーク・ナビラインの整備が進められている中で、『自転車の安全』ではなく『自転車が優先』と受け止められることを懸念しています。自転車マナーやルール徹底不足の中、今一度軽車両として重く扱われるようになった自転車走行には矛盾が生じていますが、今の解決策と思われる自転車ルールやマナーの徹底について区長の考えをお聞かせください。

交通量と人の往来が多く、道路幅が狭く、やむを得ない駐停車が多く、また歩道幅も車道幅幅もできない道路という、区内でよくみられる区間が自転車ネットワークに選定されています。自転車ネットワーク区間の選定はこれまでどのように行われ、こうした区間での代替路の可能性について区長の考えをお聞かせください。

最後に第3次港区産業振興プランについて伺います。

港区産業振興プランは平成16年に初めて策定され、国や東京都をはじめとした関係機関との連携を強化しながら中小企業支援策の有効性を高め、戦略的に事業展開してきました。その後、平成21年には人口増加やライフスタイルの多様化などの環境変化に対応した第2次プランをまとめ、また平成27年度から32年度までを計画期間とした現在の第3次プランでは、東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を大きな通過点と捉え、港区のポテンシャルを活かした積極的な施策の展開を掲げています。

区の産業振興はこのプランをベースとして様々な事業を実施してきており、区内中小企業や商店街の継続した振興・発展に寄与しているものと評価しています。平成29年度は第3次港区産業振興プランの検証・見直しが行われる時期とされています。国家戦略特区指定や新駅の開設、大規模事業開発など、周囲のめまぐるしい変化で港区の魅力が更に強まると同時に、港区の利便性と魅力は外部要因によって作られることも少なくはありません。しかし絶好の機会は逃さずに港区のために利用・活用し、産業の活性化と販路拡大の一層の支援に取り組んでいただきたいと思います。

そこで質問いたします。区内産業がこれからも大いに発展していけるよう、環境および情勢変化に対応できる見直しを期待しておりますが、第3次港区産業振興プランの見直しの基本的な考え方を区長に伺います。

以上で質問を終わります。ご静聴ありがとうございました

答弁（武井雅昭 区長）：

ただいまの自民党議員団の小倉りえこ議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、地域包括ケアシステムにおける港区らしい医療・介護連携についてのお尋ねです。まず、24時間診療体制の整備についてです。

これまで区は、高齢者に切れ目なく医療と介護が提供されるよう、関係機関の連携強化を図るため、医療・介護等の有識者で構成する地域包括ケアシステム推進会議における横断的な議論や、医療・介護など多職種による課題共有などを目的とした連携研修などを行ってまいりました。来年度は、地域包括ケアシステムの30年度本格実施に向け、赤坂地区総合支所管内を対象に、先行実施をいたします。高齢者が一時的に入院を必要とする場合に、速やかに対応できる病床を区内2病院に確保するとともに、在宅医療・介護に関する専門的な相談に対応する窓口の設置をいたします。加えて、高齢者が地域の中で24時間訪問診療を受けられる体制整備をする必要がありますが、かかりつけ医との関係等も整理する課題もあり、今後、港区医師会をはじめとする地域の医療関係者と協議をしております。

次に、既存医療機関と24時間診療を担う医療機関との連携・調和についてのお尋ねです。

ご質問にもあるとおり、既存医療機関と24時間診療を担う医療機関との連携・調和というものは大変大事なことでございます。区は、港区医師会等の医療関係者の協力をいただきながら、24時間診療を行う医療機関と既存の医療機関との、関係づくりや連携などに取り組んでまいります。

次に、安定した職員配置についてのお尋ねです。まず、第2次職員定数配置計画の成果と今後の課題についてです。

区は、計画目標を上回る362人を削減し、人件費の抑制による財源の有効活用と簡素で効率的な執行体制を実現いたしました。この過程においては、指定管理者制度の導入や業務委託により、民間の活力を積極的に活用し、区民サービスの質の向上を図ってまいりました。今後も、限られた人員の中で、複雑化・高度化する区民ニーズに的確に対応するために、これまで以上に職員一人ひとりが高い能力・専門性を備えるための人材育成を推進するとともに、民間のノウハウを有効に活用していくことが重要であると考えております。

次に、必要な部門への職員の適正配置についてのお尋ねです。

区は、適正な職員数を配置していくため、業務の量や困難度に応じた適材適所の職員配置を行うとともに、今後の事業展開の見通しや繁忙となる期間、組織改善による効果やICTの活用による業務の効率化などを勘案した配置を行っております。特に、区民に身近で便利な信頼される区政運営の実現に向けて、安全・安心の確保や、子育て支援などの重点課題の部門には、積極的かつ優先的に人員を配置しております。今後も、新たな課題や増大する行政需要に迅速かつ的確に対応していくために必要な職員を適正に配置してまいります。

答弁（武井雅昭 区長）：続き

次に、年度途中の職員体制の柔軟な見直しについてのお尋ねです。

区は、区民サービスを安定的に提供していくため、必要な人員を年度当初に配置しております。東日本大震災や臨時福祉給付金のように緊急的・臨時的な対応が必要となる場合や、土曜日開庁のように区民サービスの充実や利便性を図るために新たな人員が必要な場合には、年度途中の人事異動や関係部門からの応援体制により対応しております。今後も、緊急度や業務内容を踏まえ、年度途中の人事異動のほか、臨時職員や人材派遣を活用しながら、業務を円滑に遂行できる体制を整えてまいります。

次に、自転車ネットワークについてのお尋ねです。まず、ネットワーク整備のあり方についてです。

自転車ネットワークでは、路線ごとに道路の幅員が異なることから、適切な形式の自転車走行空間を選定する必要があります。幅員が広い道路では、車道内で自転車と自動車を分離する自転車道や、自転車専用通行帯の整備、幅員が狭い道路では、自転車ナビラインを車道左側に表示することで歩行者・自転車・自動車の通行部分を分離します。区は、これら3種類の形式を適切に選定し、これまでに約10キロメートルの区道を整備しました。今後、平成32年度末までに、15キロメートルを整備してまいります。

次に、自転車ルールやマナーの徹底についてのお尋ねです。

区は、ナビマーク・ナビラインなど、自転車走行空間の種類とその走り方を啓発するパンフレットや、広報みなとの交通ルール特集号を発行し、窓口や交通安全イベントで配布するなど、自転車走行空間の安全走行の周知に取り組んでまいりました。今月公表いたしました、第10次港区交通安全計画では、自転車の安全利用の推進を重要な課題として盛り込んでおります。区内警察署などと連携し、通勤・通学時間帯でのパンフレットの配布や自転車シミュレータを用いた自転車安全教室など、様々な機会を通じ、自転車利用ルールの遵守やマナーのさらなる徹底に努めてまいります。

次に、ネットワークの選定と代替路についてのお尋ねです。

ネットワーク路線は、公共施設、商業施設等の地域の拠点を結ぶ路線や、自転車による事故が多く対策が必要な路線、交通不便地域にある路線、再開発事業等で新たに施設の立地が予定される路線などを組み合わせ、連続性を確保した上で選定いたしました。選定をしたこの路線は、歩行者、自転車、自動車の全てが安全・安心で快適に通行できる自転車ネットワークの実現に欠かせないものであり、ネットワーク路線の整備を進めていくことが必要だと考えております。駐車が多いなどの課題のある区間については、交通管理者と連携して取締りを強化するなど地域の実情に合わせ、整備を推進してまいります。

答弁（武井雅昭 区長）：続き

最後に、第3次港区産業振興プランについてのお尋ねです。

プランの見直しに当たっては、区内中小企業が将来にわたり持続的に発展できるよう、最大の課題である販路拡大とともに先端技術の積極的導入など、めまぐるしい技術革新にも即応する施策を充実してまいります。また、区民の消費生活を支え、地域コミュニティの核である商店街の更なる活性化に向け、港区政策創造研究所が実施しています消費者の立場、商店街の立場からの「商店街・商店等実態調査」の結果も十分反映させてまいります。

区内産業振興の拠点として、平成33年度に開設する（仮称）港区立産業振興センターでの施策展開も見据えながら、多くの企業が集積し国際性豊かな港区ならではの産業振興施策を推進するため、全力で取り組んでまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

教育にかかわる問題については、教育長から答弁いたします。

答弁（青木康平 教育長）：

ただいまの自民党議員団の小倉りえこ議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、望ましい学校体制についてのお尋ねです。まず、日本語指導を充実させるための課題と対応策についてです。

平成28年11月に、区立幼稚園、小・中学校を対象とした日本語学級の需要調査と、日本語学級に通級している児童・生徒の保護者等を対象としたアンケート調査を実施いたしました。これらの調査の結果、今後、日本語指導が必要と見込まれる外国人や海外からの帰国児童・生徒が、100名を超えることや、外国人児童・生徒等の6割以上が長期にわたり日本で生活していく予定であることが分かりました。

このことから、外国人児童・生徒等が、日本の中学校や高校へ進学することを見据え、小・中学校での授業内容を十分理解できるよう、日本語指導の充実が必要です。今後、日本語指導が必要となる児童・生徒数などを踏まえ、現在、筈小学校に設置している日本語学級を、他の小学校に拡大することや、中学校での新たな日本語学級の設置について検討し、日本語学級に教員を配置する東京都とも協議してまいります。あわせて、研修の充実等による、日本語学級の教員の指導力向上にも取り組んでまいります。

次に、日本語を指導する教員の質の向上についてのお尋ねです。

現在、筈小学校の日本語学級の教員については、他の自治体で日本語指導の経験があるなど、専門性が高い教員を配置しております。教育委員会では、日本語指導のさらなる充実を図るため、外国人児童・生徒を受け持つ教員を対象に、日本語の初期指導についての日本語指導研修を毎年実施するとともに、筈小学校の日本語学級の教員が、指導方法などの相談に随時応じる体制を取っております。

また、今年度は、国の実施する日本語指導者を養成する研修を受講し、日本語の習得の程度に応じた授業づくりにつつまして、最新の知識を学んだ教員もおります。今後は、国などの研修を受講した教員が、知識や技能を生かし、他の教員に教える場を計画的に用意するなど、総合的な研修体制を構築し、日本語を指導する教員の質の向上に取り組んでまいります。

次に、特色ある教育活動等の評価及び改善についてのお尋ねです。

各学校は、毎年、学習指導、生活指導や行事に加え、地域特性等を踏まえた特色ある教育活動について年度当初に目標を立て、その達成度を評価しております。この評価にあたっては、教員や保護者はもとより、町会長や民生委員・児童委員、学識経験者等の学校評議員からも、客観的な評価をいただいております。この評価結果をもとに、教育活動の目的や内容のほか、学習指導や生活指導の方法などについて課題を整理するとともに、指導の重点事項や取組内容を見直し、次年度の教育課程に反映させ、学校教育を展開しております。今後も、評価の精度を高めるとともに、保護者や地域の要望を特色ある教育活動等に生かせるよう取り組んでまいります。

答弁（青木康平 教育長）：続き

最後に、学校の適正規模を保つための責務についてのお尋ねです。

学校教育法施行規則では、小学校の学級数は、12学級以上、18学級以下を標準としていますが、地域の実態などの特別な事情がある場合は、この限りではないとしております。現在、区には18学級を超える小学校がありますが、学級数にかかわらず、学校教育において、子ども達の豊かな心、確かな学力、健やかな体を育むため、安心して安全に過ごせる学校施設を整備するなど、子ども達にとってより良い教育環境を整えることが教育委員会の責務であると考えております。

このことから、現在、児童数増加に対応するため、芝浦地域の新設校の整備や、各学校の状況を踏まえて、普通教室や給食設備の不足などに対応する校舎の改修や増築を進めております。また、学習面におきましては、ICT環境を整備し、機器を活用した魅力ある授業を展開しているほか、少人数指導を実施するなど、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行い、学力の向上を図っております。今後も、子どもたち一人ひとりの個性を伸ばし、可能性を広げるとともに、区民から信頼される、特色と魅力あふれる学校づくりに取り組んでまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。